1970.4.30 明治大学

三度目の退寮勧告

新寮闘委は近く要請文提出

「寮の自治権」などをめぐって対立が続いている本学一・二部学生寮（中山寮二部寮生を除く）に対し、二十三日、大学当局は「即時退寮を強く要求する」旨の告文を発した。

この寮生に対する警告文は、さきに出された『二・二六退寮通告』『三・一〇警告文』に次いで、三度目。退寮警告の対象は、これまで当局側の言う〝不法入居者〟である一年次生（当時）に限られていたが、寮生側が、このたび新入生に対する自主選考を強行したことによって、全寮生に及んでいる。しかし文面こそ強硬であるものの、過去一週の当局側のとってきた「実力行使は避ける」との姿勢から見て直接的に寮生排除に乗り出すということはまず「ない」とする見方が支配的である。

一方、寮生側の受け取り方は、二十日に本校七五一番教室で一〇〇名以上を集めての『抗議集会』を開き、「成功をみた」（田代新寮闘委員長）こともあって、「それに対する当局側の反応の現れ」と、いたって〝冷ややか〟。当面の運動方針は、五月上旬に予定されている新寮闘争委員会が打ち出すとしており、これまで再三行なってきた『団交要請』も同時に提出する意向である。

また、当局は「四・二八沖縄デー」の前夜、生田寮に約二〇〇名ほどの社学同系他大学生が宿泊したあげく、竹ザオを持って出ようとし、機動隊の規制を受けた事実をかなり重くみており、「心証を害した」（学生課談）と語っている。

なお、警告文内容は次の通り

【警告】

大学は建設的な話し合いを寮生諸君に求めてきたにもかかわらず昨年来全共闘の一方的な宣伝の場にすぎなかった「大衆団交」という形式を固執する寮生諸君のために、今日まで話し合いは実現していない。それにもかかわらず、寮生たちは、一方的に寮生の「自主募集」をおこない学生を入覚させた。この「自主募集」は大学が全く認められないものであり、これに応募した新入生諸君も、そのことは十分承知しているはずである。大学の道理をつくした説得にもかかわらず今年入寮した諸君については、大学はその正当性を認めることは絶対にできない。即刻退寮することを要求するものである。

大学が寮生諸君の自治について不当に介入する意図を持っていないことは、これまでの寮問題の交渉過程を公正にみれば明らかであろう。それにもかかわらず再三の学長警告を無視し、あくまでも一方的に寮にとどまるということは絶対に許すことはできない。

大学は、中山寮にいる正当な権利を持つ寮生以外の学生諸君に対して全員即刻退寮するよう、強く要求する。

以上

昭和45年4月23日

学長